



# 金 沢 市 公 報

号外第16号

平成26年(2014年)6月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則	(福祉総務課) 8
○職員の配偶者同行休業に関する規則		●訓令甲	
(職 員 課)	1	○服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程	(職 員 課) 9
○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則	(生活支援課) 3	●教育委員会規則	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(職 員 課) 4	○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則	(教育総務課) 10
○金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則	( " ) 4	●公営企業管理規程	
○金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(生活支援課) 5	○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 11

## 規 則

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第48号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、職員の配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（別記様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(承認の取消事由に係る規則で定める特別休暇)

第5条 条例第7条第2号の規則で定める特別休暇は、職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）第14条第1項第9号及び第10号の特別休暇とする。

(準用)

第6条 第3条第2項の規定は、条例第8条の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第7条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該

当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業の承認を取り消す場合(当該取消しにより職務に復帰させない場合に限る。)
- (4) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第9条第2項の規定により任期付職員(同条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。次号において同じ。)の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(職務に復帰した日後における最初の昇給日)

第10条 条例第10条の規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)第32条に規定する昇給日とする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日	
(任命権者)	様
申請者 所属 職 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
次のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。	
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入)
2 請求に係る配偶者	氏 名
	職 業
	申請時の所属先の名称 (所在地) ( )
	外国滞在事由
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地) ( )
外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	
(注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。 ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。 ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。 ④ 該当する口には、レ印を記入すること。	

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

## 金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則（昭和36年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律第144号)第19条第4項」の次に「及び第55条の4第2項」を加え、「及び国民年金法等の一部を改正する法律」を「並びに国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条第1号カ中「要保護者に関する」の次に「報告の徴収、」を加え、同号キ中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号中セをタとし、スをソとし、同号シ中「第78条」の次に「並びに第78条の2第1項及び第2項」を加え、「不正な手段をもって保護を受け、又は受けさせた者からの費用」を「費用等」に改め、同シを同号セとし、同号中サをストし、コをシとし、ケをサとし、クの次に次のように加える。

ケ 法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の決定に関すること。

コ 法第55条の5に規定する被保護者に関する報告の徴収に関すること。

第1条第1号の2ア中「前号」の次に「(ケ、コ及びセ(就労自立給付金に係る部分に限る。)を除く。)」を加える。

## 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第50号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「公益財団法人全国市町村研修財団」を「公益財団法人全国市町村研修財団  
一般社団法人金沢市観光協会」に改める。

## 附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第51号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「ものを除く。）」の次に「若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第14条に次の1号を加える。

(10) 配偶者同行休業職員（配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。）

第17条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第18条第2号中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に改める。

第19条の3第2項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業職員として在職した期間

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第3号、第11条の3第2項第2号及び第11条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項の表中

(12) 36協定に関する決定		○			を
(13) 職務専念義務の免除			○		
(14) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
(15) 職務以外の職務に従事する場合の許可			○		
(16) 職員証及び履歴の証明の発行			○		
(17) 欠勤の処理			○		
(12) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定			○		に
(13) 36協定に関する決定		○			
(14) 職務専念義務の免除			○		
(15) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
(16) 職務以外の職務に従事する場合の許可			○		
(17) 職員証及び履歴の証明の発行			○		
(18) 欠勤の処理			○		

改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

金沢市生活保護法施行細則(平成8年規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「省令第2条第1項」を「法第24条第1項」に改め、同条第3項中「省令第2条第1項」を「法第24条第9項において準用する同条第1項」に改め、同条第4項中「第2条第3項」を「第1条第5項」に改める。

第4条第1項中「第24条第1項若しくは第5項又は法」を「第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)又は」に改め、同条第2項中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 省令第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請は、就労自立給付金申請書(様式第14号)によるものとする。

2 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の決定の通知は、就労自立給付金決定通知書(様式第15号)によるものとする。

様式第1号中

生 年 月 日
M. T
S. H
M. T
S. H
M. T
S. H
M. T
S. H
M. T
S. H
M. T
S. H
M. T
S. H

を

性 別	生 年 月 日

に、

不在者又は死亡者の状況

を

家族のうち別なところに住んでいる者が  
あるときはその名前と住んでいるところ

に、「あて先」を

「宛先」に改める。

様式第3号中「児童手当及び子ども手当」を「児童手当」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、市の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

(宛先) 金沢市長

住 所  
氏 名

印

様式第13号の次に次の2様式を加える。

様式第14号 (第9条関係)

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

次のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)
		年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所又は居所  
氏 名

印

様式第15号 (第9条関係)

年 月 日

様

金沢市長

印

## 就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法による就労自立給付金について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
  
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
  
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

## 備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に石川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には、50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

## 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第53号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項第2号、別表第2の備考第4項第2号、別表第3の備考第4項第2号及び別表第4の備考第5項第2号中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「第2項、」を「第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項第2号中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「第2



項、」を「第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第4項第2号中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項」を「第5項」に、「第2項、」を「第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則別表第1から別表第4までの規定は、平成26年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市母子保健法施行細則別表の規定は、平成26年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則別表第2の規定は、平成26年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月30日

金沢市長 山 野 之 義

服務記録整理規程及び金沢市辞令式に関する規程の一部を改正する規程

(服務記録整理規程の一部改正)

第1条 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第14号中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

(金沢市辞令式に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、同条第22号中「又は第18条第1項」を「若しくは第18条第1項又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第37号)第9条第1項」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第12号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 配偶者同行休業 職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため承認を受けて、職を保有したまま一定の期間職務に従事しないこと。別表中第39項を第41項とし、第31項から第38項までを2項ずつ繰り下げ、同表第30項に次の1号を加える。

(3) 配偶者同行休業に伴う場合

金沢市〇〇(〇〇)に採用する(職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定による)

任期は〇年〇月〇日までとする

別表中第30項を第32項とし、第14項から第29項までを2項ずつ繰り下げ、同表第13項に次の2号を加える。

(8) 配偶者同行休業の承認を取り消す

職務に復帰した

(9) 配偶者同行休業期間満了により職務に復帰した

別表中第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

13 配偶者同行休業を承認する場合

(1) 地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を承認する

配偶者同行休業期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする

(2) 配偶者同行休業期間を〇年〇月〇日まで延長する

14 配偶者同行休業の承認を取り消す場合(当該取消しにより職務に復帰させない場合に限る。)

配偶者同行休業の承認を取り消す

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

5	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
6	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
7	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
8	職員証及び履歴の証明の発行			○		
9	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
10	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
11	文書の収発記号の決定			○		
12	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
13	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
14	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		

を

5	職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
6	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
7	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
8	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
9	職員証及び履歴の証明の発行			○		
10	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
11	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
12	文書の収発記号の決定			○		
13	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
14	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
15	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		

に、

5	学校職員等の職務専念義務の免除			○		
6	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
7	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
8	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
9	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認			○		
10	学校職員等の欠勤の処理			○		
11	学校職員等の人事記録等の整理			○		
12	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
13	学校職員等の健康診断に関すること。			○		

を

5	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
6	学校職員等の職務専念義務の免除			○		
7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			○		
8	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
9	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
10	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認			○		
11	学校職員等の欠勤の処理			○		
12	学校職員等の人事記録等の整理			○		
13	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
14	学校職員等の健康診断に関すること。			○		

に

改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

**公 営 企 業 管 理 規 程**

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年6月30日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2企業総務課の表中

(8) 36協定に関する決定	○		
(9) 職務専念義務の免除		○	
(10) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認		○	
(11) 職務以外の職務に従事する場合の許可		○	
(12) 職員証及び履歴の証明の発行		○	
(13) 欠勤の処理		○	

を

(8) 配偶者同行休業の承認及び配偶者同行休業に係る復職の決定		○	
(9) 36協定に関する決定	○		
(10) 職務専念義務の免除		○	
(11) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認		○	
(12) 職務以外の職務に従事する場合の許可		○	
(13) 職員証及び履歴の証明の発行		○	
(14) 欠勤の処理		○	

に

改める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

平成26年(2014年)6月30日 印刷  
 平成26年(2014年)6月30日 発行  
 定価 120円

発行人 発行所 印刷所  
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
 金 沢 市 役 所  
 (株) 共 栄